

公務員賠償責任保険 加入制度導入のおすすめ

～ 職員の皆様が安心して公務に従事していただくために ～

平成24年5月改定対応版





はじめに

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、地域行政への関心の高まりや情報公開制度の浸透も相まって、行政の適正化を進める手段の一つとして訴訟が提起されるケースが増えてきました。
このことにより、職員個人の皆様につきましても、その業務における行為や結果に起因して、住民訴訟や民事訴訟により訴訟を提起されるリスクが高まっていると考えられます。

弊社の「公務員賠償責任保険」では、地方公共団体職員（地方公務員）の皆様がその業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求（住民訴訟および民事訴訟などその他の損害賠償請求）がなされた場合に負担する損害に対して保険金をお支払いします。

職員の皆様が安心して公務に従事していただけるよう、制度の導入と保険へのご加入をご検討ください。

敬具





公務員も提訴される？

地域行政への関心の高まりや情報公開制度の浸透も相まって、行政の適正化を進める手段の一つとして訴訟が提起されるケースが増えてきました。

職員個人の皆様につきましても、その業務における行為や結果に起因して、住民訴訟や民事訴訟を提起されるリスクが高まっていると考えられます。

職員個人の方が行った職務に関連して・・

住民訴訟

地方自治法242条の2第1項第4号、242条の3第1項および第2項に基づくもの

住民訴訟では、第1段階訴訟について、職員個人が直接の訴訟対象となることはありません。しかし第2段階の訴訟においては職員個人が訴訟対象となります。

民事訴訟

民法709条・415条等に基づくもの

民事住民訴訟では、職員個人が訴訟対象となります。

○ 住民監査請求

(単位:件)

	監査請求の件数	うち取下げ	うち却下	うち棄却	うち勧告を行ったもの	うち監査結果を出さなかったもの(合議不須)
都道府県	338	13	187	125	11	2
市区	1,159	20	440	625	64	10
町村	301	4	106	173	16	2
合計	1,798	37	733	923	91	14

※ 住民監査請求の件数は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に請求があったものの件数です。

出典:総務省調べ

公務員の方個人に多大な経済的負担が生じる可能性・・・



想定される事故例と公務員の方個人の費用負担

住民訴訟の場合

以下のようなケースで住民訴訟が提起される可能性があります。

(住民訴訟＝住民が地方自治法に対し、損害賠償請求又は不当利得返還請求を当該職員へ行うことを求める訴訟)

- ◆税金滞納者に対して時効処理を適用したところ、徴収する努力が不足していたとして損害賠償が請求された。
- ◆備品を市場価格に比べて著しく高価に購入したとして損害賠償が請求された。
- ◆議員の視察に同行した職員の出張が不要であるとして損害賠償が請求された。

<判決A> 地方自治体 『勝訴』 の場合

一般職員に法的責任が発生していないため、争訟費用・損害賠償責任とも当該職員の負担はありません。

<判決B> 地方自治体 『敗訴』 の場合

地方自治体は当該職員に対し確定日から60日以内の日を期限として当該職員に損害賠償金の支払い請求を行います。

地方自治体の損害賠償請求を受け入れた場合は、当該職員は自治体に対して損害賠償金の支払いをします。

■当該職員が勝訴した場合
損害賠償責任は発生しませんが、争訟費用の負担が発生します。

■当該職員が敗訴した場合
損賠賠償責任および争訟費用の負担が発生します。
※不当利得返還請求の場合は、不当利得の返還が発生します。

(住民 VS 自治体)
第1段階目の訴訟

(自治体 VS 当該職員)
第2段階目の訴訟



想定される事故例と公務員の方個人の費用負担

民事訴訟の場合

以下のようなケースで民事訴訟が提起される可能性があります。
(国家賠償法に基づき国または地方公共団体への賠償請求が提起される場合もあります。)

- ◆窓口に来られた方に対する職員の対応に問題があったとして、名誉毀損で訴えられた。
- ◆個人情報情報を誤って開示してしまい、プライバシーの侵害として訴えられた。

(住民
VS
公務員個人
または地方公共団体)
民事訴訟

<判決A> 公務員 『勝訴』 の場合

■公務員個人が勝訴した場合は、損害賠償責任は発生しませんが、**争訟費用の負担が発生します。**

<判決B> 公務員 『敗訴』 の場合

■公務員個人が敗訴した場合は、**損害賠償責任および争訟費用の負担が発生します。**

<判決A> 地方公共団体 『勝訴』 の場合

■当該地方公共団体が勝訴した場合は、公務員個人に**費用負担は発生しません。**

<判決B> 地方公共団体 『敗訴』 の場合

■当該地方公共団体が敗訴した場合、状況や内容に応じて公務員個人に**求償される可能性があります。**





日新火災の公務員賠償責任保険は！

日新火災の公務員賠償責任保険は、公務員の方個人が被る経済的な負担を補償し、安心して公務に従事いただくための保険です！

特長その1 住民訴訟、民事訴訟のいずれにも対応可能です！

住民訴訟（第1段階訴訟、第2段階訴訟）だけでなく、業務に基づく行為に起因して提起された民事訴訟も保険金のお支払対象となります。

特長その2 派遣（出向）先での業務も補償します！

自身の所属する地方公共団体での業務のほか、他の地方公共団体やこの保険で規定する法律に基づいて派遣（出向）された公益法人等で行った業務に起因して損害賠償請求された場合も補償対象となります。

特長その3 過去の業務に対する訴訟が提起されても安心です！

保険契約の初日より前に公務員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合は補償対象となります。ただし、既に提起されている損害賠償請求や損害賠償請求がなされていることを知っていた場合など補償対象外となる場合があります。

特長その4 事故対応のために支出する、初期対応費用をお支払いします！

事故原因の調査費用や身体障害を被った被害者に対する見舞金なども補償対象となります。

特長その5 退職後も安心です！

退職などの理由により、この保険のご被保険者でなくなっても5年間補償が続きます！

特長その6 被保険者の所属する地方公共団体等の職員からの民事訴訟にも対応します！

被保険者の所属する地方公共団体等の職員から、被保険者の業務に基づく行為に起因して損害賠償請求を受けた場合は、以下のとおりの対応可能です。

- ・被保険者の監督義務に関わる損害賠償請求の場合は、争訟費用を保険金のお支払いの対象とします。
- ・その他の事由による損害賠償請求の場合は、結果として被保険者に損害賠償請求が発生しなかった場合に限り、争訟費用を保険金のお支払いの対象とします。





日新火災の公務員賠償責任保険は！

お支払いする保険金の種類

損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく損害賠償金。
ただし、不当利得返還請求がなされた場合における法律上返還すべき金額は含みません。
1 請求につき、ご契約の支払限度額が限度となります。

争訟費用

弁護士への報酬や争訟費用など損害賠償請求等によって生じた費用。
ただし、不当利得返還請求の場合は争訟費用のうち応訟費用のみを保険金のお支払対象とします。
1 請求につき、ご契約の支払限度額が限度となります。

初期対応費用

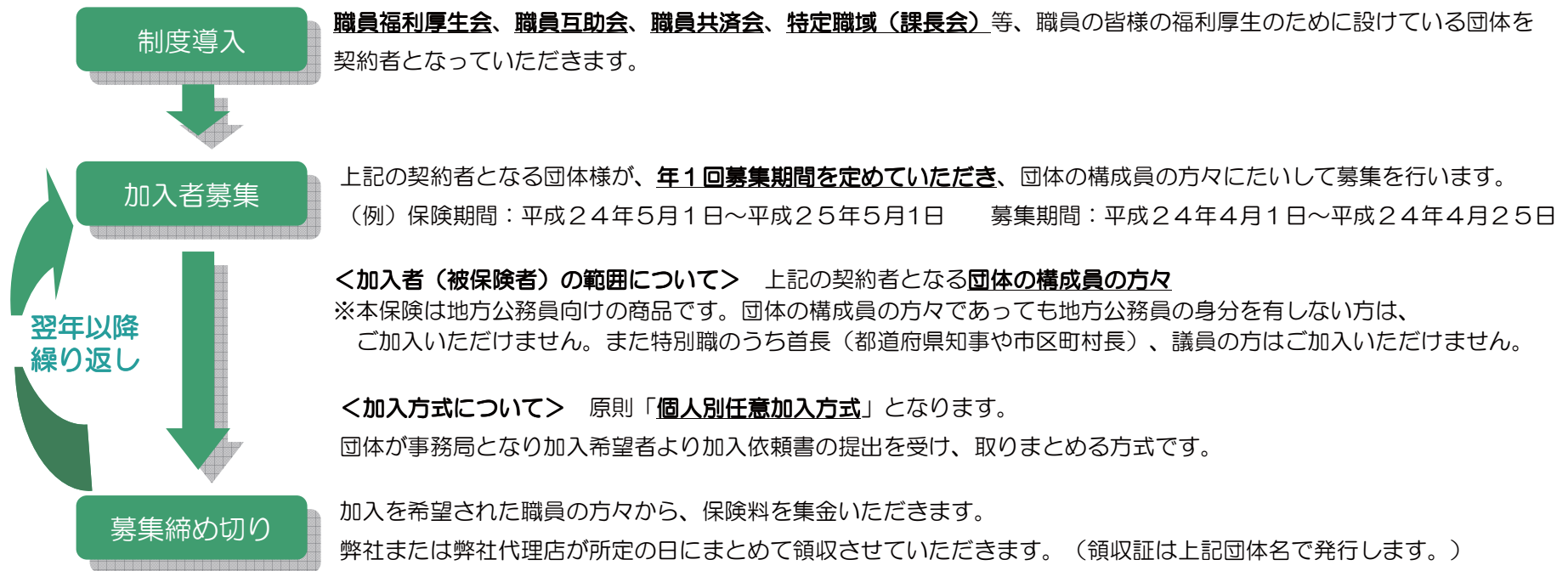
業務につき行った行為に起因して、保険金のお支払対象となる事故または事故の原因となると思われる偶然な事故が発生し、損害を被る場合において、被保険者が支出した次の費用。ただし、社会通念上妥当な費用に限ります。1 請求および保険期間中500万円が限度となります。

- ①事故現場の保存費用、事故状況調査費用・記録費用・写真撮影用、事故原因調査費用
- ②事故現場の取片づけ費用
- ③被保険者が事故現場、身体の障害を被ったものの自宅またはその者が入院している医療施設に赴くために要する交通費、宿泊費等の費用。
- ④通信費用
- ⑤事故による損害が他人の身体の障害である場合において、その身体の障害についてご被保険者が支払う見舞金（香典を含みます。）または見舞品の購入費用。ただし、1回の事故につき身体の障害を被った者1名につき3万円を限度とします。



公務員賠償責任保険の加入方法は！

公務員賠償責任保険は、福利厚生団体等の団体を保険契約者とし、その構成員である職員の皆さまを被保険者とする団体契約として契約します。職員の方個人を契約者として、ご契約いただくことはできません。





派遣（出向）時や退職時の注意点

<職員の皆様の派遣（出向）時の取扱いについて>

本保険にご加入いただいている方が、以下に掲げる法律およびこれらに基づく条例のいずれかの規定に基づき派遣（出向）される場合は、継続して保険に加入していただくことが出来ます。

ただし、引き続き契約者である団体の構成員であり、地方公務員の身分を有している事が必要です。

また派遣（出向先）での業務に起因する損害賠償請求も本保険で補償対象としています。

- ① 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ③ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

<退職・異動・上記以外の派遣（出向）時の対応について>

以下の事由が発生し、この保険の被保険者でなくなった場合でも、その事由日より5年以内に在職中の行為に起因して提起された損害賠償請求については、保険金のお支払対象となります（損害賠償請求期間延長特約）。

- ① 退職
- ② 異動 この契約者の構成員でなくなる場合に限りです。
- ③ 派遣（出向） 上記「派遣（出向）時の取扱い」以外の事由による場合に限りです。

※この保険を加入者の任意で中途脱退された場合は適用されません。





日新火災の公務員賠償責任保険の補償プラン

本保険は以下の補償パターンで販売します。

募集する際には、いくつかのパターンを選択して募集いただくことも可能です。

損害賠償金 支払限度額	争訟費用 支払限度額	初期対応費用	保険料
1000万	100万	500万	3,100円
2000万	200万	500万	3,900円
3000万	300万	500万	4,500円
4000万	400万	500万	4,900円
5000万	300万	500万	5,200円
5000万	500万	500万	5,400円
6000万	600万	500万	5,800円
7000万	700万	500万	6,100円
8000万	800万	500万	6,500円
9000万	900万	500万	6,800円
1億	1000万	500万	7,100円
1億3000万	1300万	500万	7,900円
1億5000万	1500万	500万	8,500円
1億7000万	1700万	500万	9,000円
2億	2000万	500万	9,700円

被保険者1名につき、1年間の保険料です。損害賠償金、争訟費用は1請求(同一の事由または関連する一連の損害賠償請求)の支払限度額です。初期対応費用は1請求(同一の事由または関連する一連の損害賠償請求)・保険期間中の支払限度額です。





是非制度の導入をご検討ください！

職員の皆様が安心して公務に従事していただけるよう、本制度の導入をぜひご検討ください。

■このご案内は公務員賠償責任保険のごく簡単な内容を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、公務員賠償責任保険のご案内をご参照いただくか、弊社代理店または弊社にご照会ください。

■複数の保険会社による共同保険契約を締結する場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

■保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会いただくかご契約の約款をご参照ください。



日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

TEL/03(3292)8000(大代表)

お客さま相談室 TEL/03(3292)8000[平日9:00~17:00]

ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

代理店・営業担当

●お問い合わせは



保険デザインパートナーズ

〒615-0057

京都府京都市右京区西院東貝川町81 キャスルビル4F

TEL : 075-200-3368

ホームページ <http://www.hoken-design.com/>

RQ803A 12.05(新)

